

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条例（議員発議）

○県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局議事課）

一

ページ

## 条 例

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第三十九号

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十年宮城県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表大崎の項の次に次のように加える。

富谷・黒川

富谷市、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡大衡村

二人

第二条の表黒川の項を削る。

### 附 則

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。